

令和2事業年度監事監査報告書

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人教職員支援機構（以下「機構」という。）の令和2事業年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果をとりまとめましたので、以下のとおり報告いたします。

I. 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査規程等に基づき、理事長、理事、内部監査部門、その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、主たる事務所及び従たる事務所において業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査しました。

また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制（財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）並びに事業報告書（会計に関する部分）について検証するに当たっては、会計監査人（通則法に定める基準に該当しないが機構独自に設置している会計監査人。）が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

なお、令和2事業年度は機構の第5期中期目標・中期計画の最終年度となることから、中期計画の達成状況や適正な実施等にも留意して監査を行ないました。

併せて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、当初計画していた実地監査は取り止め、監査は全て書面及びWeb会議システムツール「Zoom」（以下「Zoom」という。）で行いました。同様に役員会、評議員会、契約監視委員会等の重要な

会議も書面及びZoomによる開催となりました。

以上の方に基づき、機構の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行ないました。

II. 監査の結果

1. 機構の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

機構の各業務については、法令等に従い適正に実施され、中期目標の着実な達成に向け、効果的かつ効率的な運営が行われていると認めます。

2. 機構の内部統制システムの整備及び運用についての意見

内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は適正であると認めます。また、内部統制システムに関する法人の長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められません。

理事長は、職員に業務運営方針等を直接伝え、日常的なモニタリングを行うとともに諸規程の見直しを行い、リーダーシップを発揮できる体制が運営されていると認めます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、年度当初から研修業務の見直しやテレワーク環境の整備を行う等、リスク管理は機能していると認めます。

3. 機構の役員の職務執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

役員の職務の遂行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められません。

4. 財務諸表等についての意見

会計監査人茨城共同会計事務所小笠原隆氏の監査の方法及び結果は、相当地あると認めます。

5. 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令等に従い、機構の状況を正しく示していると認めます。

III. 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

過去の閣議決定において定められた以下の監査事項について、適切に実施されていると認めます。

- (1) 給与水準の状況（独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）、独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日））
- (2) 隨意契約の適正化を含めた入札・契約の状況（独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定））
- (3) 法人の長の報酬水準の妥当性（独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定））
- (4) 保有資産の見直し（独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定））
- (5) 4法人の間接業務等の共同実施等（独立行政法人改革等に関する基本的な方針（別紙：各法人等について講ずべき措置（平成25年12月24日閣議決定）））

令和3年6月10日

独立行政法人教職員支援機構

監事（非常勤） 梅村正信

監事（非常勤） 橋本都